

事 務 連 絡
令 和 3 年 1 1 月 1 1 日

各府省庁事業所管担当者 各位

警察庁交通局交通企画課

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」等の公布等について（連絡）

平素から警察行政の各般にわたり御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

この度、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」及び「道路交通法施行規則第九条の十第六号の規定に基づき、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を定める件」（以下「改正府令等」といいます。）については、令和3年11月10日に公布され、目視等により運転者の酒気帯びの有無について確認を行うこと等の規定については令和4年4月1日から、アルコール検知器の使用に係る規定については同年10月1日からそれぞれ施行されることとなりました。

また、改正府令等に伴い、都道府県警察宛に道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う安全運転管理者の業務の拡充について（通達）（令和3年11月10日付け警察庁丁交企発第412号ほか（以下「通達」といいます。））を発出したところです。

通達では、改正府令等に関し安全運転管理者の業務について留意いただきたい事項を示していることから、事業所管部局においても御確認いただくとともに、必要に応じて所管事業者にも周知するなどの御対応をお願いいたします。